

社会保険未加入対策の取組について

1. 社会保険等加入徹底の必要性

- 社会保険加入を徹底することにより、技能労働者の雇用環境の改善や不良不適格業者の排除に取り組み、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保を図るとともに、事業者間の公平で健全な競争環境を構築する必要。
- 行政・発注者・元請企業・下請企業・建設労働者等の関係者が一体となって、社会保険未加入は許さないとの固い決意をもって対策に取り組むことが不可欠。

2. 実施すべき対策

- ① 必要な推進体制の構築
- ② 建設業許可・更新時、立入検査等における加入状況の確認・指導
- ③ 経営事項審査の厳格化
- ④ 社会保険担当部局への通報
- ⑤ 建設企業・団体における下請企業に対する指導や重層下請構造の是正等の取組
- ⑥ 社会保険加入の前提となる法定福利費の確保(専門工事業界を中心とした見積時の法定福利費の明示、法定福利費が発注者から下請企業にまで適正に支払われるための取組)

社会保険等未加入対策のこれまでの取組

提言に盛り込まれた対策

- ▶ 必要な推進体制の構築
- ▶ 経営事項審査の厳格化
- ▶ 建設業許可・更新時や立入検査等における加入状況の確認・指導
- ▶ 社会保険担当部局への通報
- ▶ 建設企業・団体における下請企業に対する指導や重層下請構造の是正等の取組
- ▶ 社会保険加入の前提となる法定福利費の確保
 - ・専門工事業界を中心とした見積時の法定福利費の明示
 - ・法定福利費が発注者から下請企業にまで適正に支払われるための取組

これまでに実施した対策

<H24. 7~>

社会保険未加入対策推進協議会の設置、開催
第1回 H24. 5. 29 第2回 H24. 10. 31 第3回 H25. 9. 26

<H24. 7~>

○経営事項審査における減点幅の拡大

<H24. 11~>

- 許可時・経審時に加入状況を確認・指導
- 立入検査時には、加入状況に加え、元請企業の下請企業への指導状況を確認・指導
- 指導に従わず未加入の企業は、保険担当部局への通報や監督処分の対象に

<H24. 11~>

- 社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインの施行・周知
 - ・協力会社・施工現場に対する周知啓発や加入状況の定期把握、加入指導
 - ・下請企業の選定時の加入状況の確認・指導
 - ・2次以下についても、確認・指導
 - ・新規入場者の受け入れに際し、適切な保険に加入させるよう下請企業を指導

<H25. 9~>

- 各専門工事業団体が作成した標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書の下請企業から元請企業への提出を一齐に開始
(第3回社会保険未加入対策推進協議会において申し合わせ)

[法定福利費の確保に関するその他の取組]

- 主要民間発注者に対し法定福利費が着実に確保されるよう、見積・契約等の際に配慮すること等を要請。
- 国土交通省直轄工事において、必要な法定福利費の額を予定価格に反映。

- ▶ 発注者としての対応

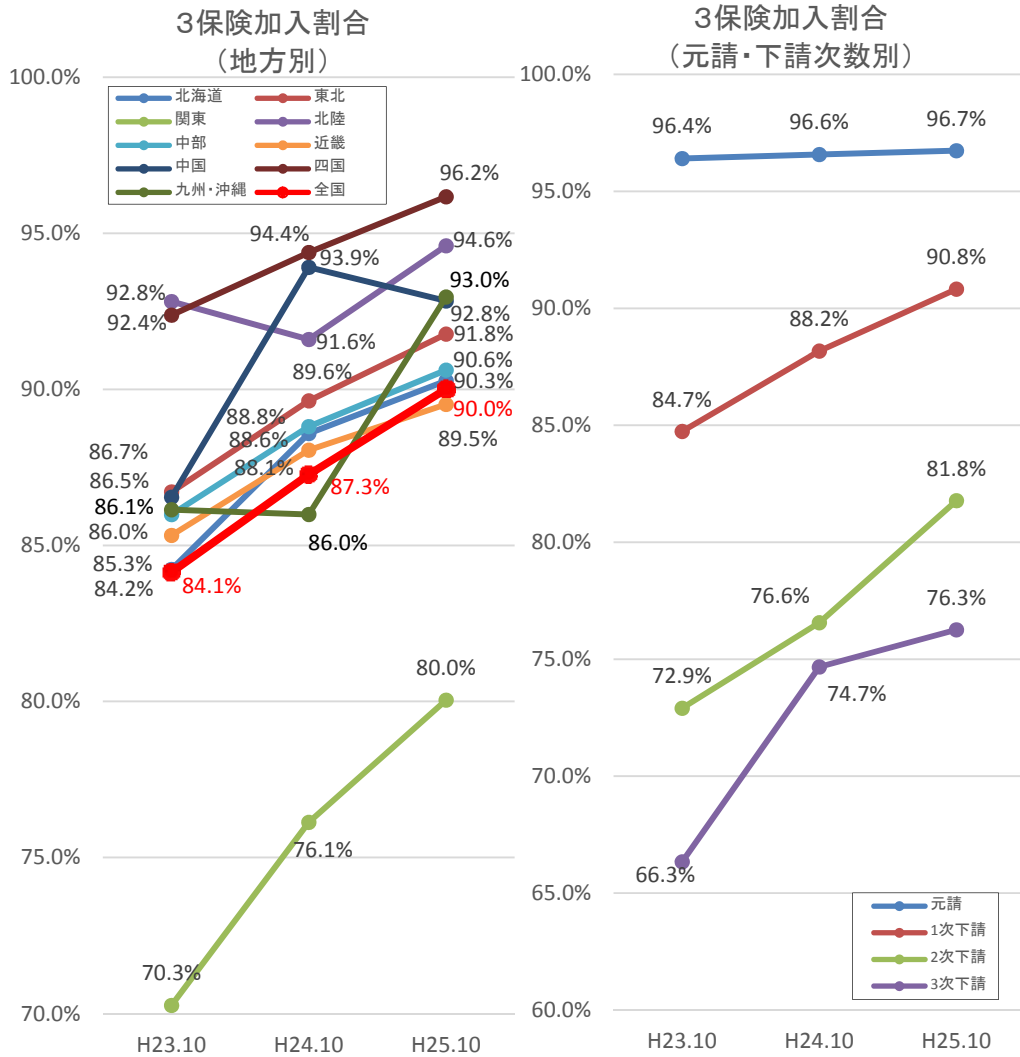
<H26. 8~>

- 国土交通省直轄工事において、社会保険等未加入建設企業に対する指導監督を強化するとともに、元請企業及び下請代金の総額が3千万円以上の工事における一次下請企業を社会保険等加入企業に限定。地方公共団体に対しても、同様の取組の検討を促進。
- 平成27年度より、中央公共工事契約制度運用連絡協議会に所属する府省庁等の発注する工事において、元請企業を社会保険等加入企業に限定。
(平成26年度中央公共工事契約制度運用連絡協議会総会において申し合わせ)

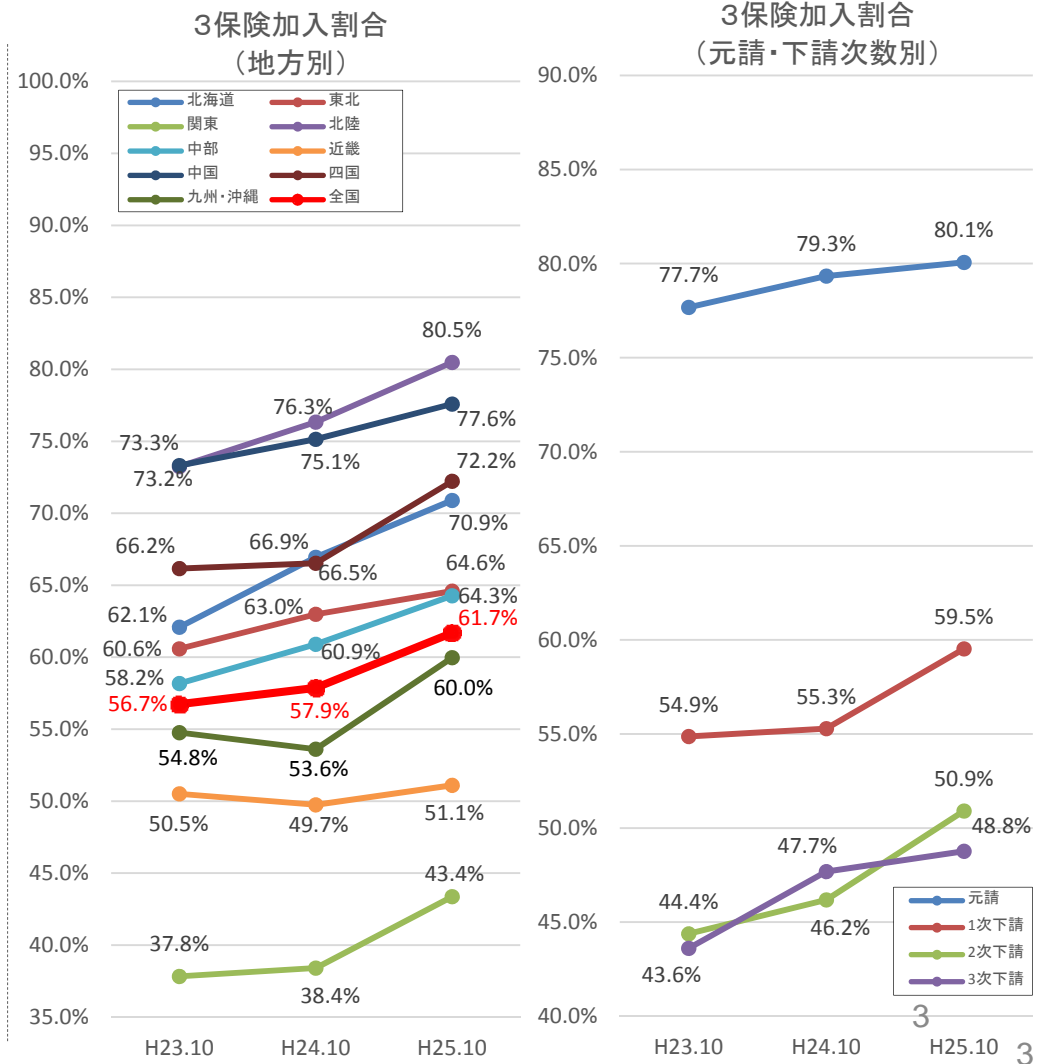
社会保険加入状況の推移(地方別、元請・下請次数別)

○ 公共事業労務費調査(平成23年10月調査、平成24年10月調査、平成25年10月調査)における3保険加入状況をみると、全体的には加入割合は上昇傾向にあります。他地方と比較して関東が、元請企業と比較して高次の下請企業が、加入割合の低い傾向にあります。

企業別



労働者別



社会保険等未加入対策の今後の方向性

更なる実態把握の実施

- 社会保険等への加入状況の調査
- 法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況の調査・把握
 - 公共工事だけではなく、民間工事を含めた調査を実施
 - 全体の状況のほか、元請・下請次数別、公共・民間、企業規模別、地域別等に分析
 - 9月を目途に調査を開始
 - 年内を目途にとりまとめ、公表
 - その他、これまでに実施してきた取組を検証・評価
(各建設業団体が作成した「加入促進計画」の進捗状況の把握 など)



調査の結果を踏まえ、必要に応じ社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインの改訂など更なる加入徹底方策や各建設業者団体の取組を促進する施策等を検討・実施。

参考：建設業団体が実施する取組例

- 事業者団体の取組等を通じて民間発注工事にも取組拡大、原則全ての工事で一次下請を加入業者に限定する取組を開始(日本建設業連合会)
- 標準見積書の作成・加入状況調査を継続して実施、併せて国、政府関係機関、民間団体等への協力を要請(建設産業専門団体連合会)